

いくか。山形大学でもいいでしょうし、あるいは県外の私立大学などと連携できないかということあたりも考えて、いわゆる長井・西置賜に残って、そういった大学と連携しながら、自分の学びたい方向性を考え直せる、そんなチャンスもつくっていけるようにしなきゃいけないなと思っるところです。

○浅野敏明議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 質問自体は以上で終わりますが、中学生の専門教育の基礎については、どうしても触れていかなければいけないと感じております。例えば、総合的な学習の時間の中でも、環境問題あるいは地域の伝統や文化だけでなく、ものづくりの面白さや工夫と生活の発展、そして職業の選択と社会への貢献という項目が具体的に示されておりますので、こういう項目にのっとして系統的にいくことは不可能ではないと感じるんですが、なお研究していただければと思います。

大学生が集うまちづくりに関して質問させていただきました。これは新聞の談話室からの受け売りで恐縮ですが、その中には、アインシュタインは本当に新しい発想は若いときにしか生まれれないと言っております。また、政府は、こども庁創設に関わって、子供や若者の意見を聴取するユース政策モニターを実施するとしております。このように、未来の社会をつくる若者の声をいかにして吸い寄せていくか。長井市にはいろんな会があるわけなんですけど、そこで例えば若者政策提言集団のようなものができれば、なお未来に対する期待も出てくるなと感じたところです。そこで質問させていただきました。

以上で私からの質問は終わります。

## 金子豊美議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位2番、議席番号6番、金子豊美議員。

(6番金子豊美議員登壇)

○6番 金子豊美議員 おはようございます。

師走を迎え、何となく慌ただしさを感じる今日この頃です。日々寒さが厳しくなるこの時期、今月11日から10日間にわたり、飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間が実施されます。

交通事故防止のための具体的行動として、運転者は、飲酒運転を絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底、路面状況に応じた安全運転の徹底、小まめな切替えによるハイビームの積極的活用、歩行者は、道路横断時は手や旗でしっかり意思を表示し、横断開始時と横断中の2度確認を徹底、夕暮れからの外出は明るく目立つ色の服と夜光反射材の着用、自転車利用者は、飲酒運転の禁止などの交通ルールの遵守、道路の積雪や凍結時は自転車乗車を控えるなどの自転車の安全な利用となっております。

また、交通事故防止のポイントとして、午後4時になったらライトをつける、早め点灯PM4と、夜光反射材の着用が呼びかけられております。

長井市では約800日にわたり、死亡事故ゼロが続いていますし、事故の発生件数、負傷者数についても減少しております。自分は大丈夫と思っけていても、事故や災害はいつ来るか分かりません。安全で安心な暮らしを続けるためにも、一人一人の安全に対する意識の高揚が大切だと思います。交通事故防止のための行動を自ら実践することを心に誓い、一般質問をさせていただきます。

項目は1つ、質問事項は5つです。

消防団員の待遇改善と今後の活動について。

現在、長井市消防団条例(定員)第3条によりますと、「消防団員の定数は、680人とす」となっております。それに対して団員数は現在613人となっております。かつては地域内

の農業就農者や自営業の方々を中心に、定数以上の入団希望があった時代がありました。しかしながら、現在は入団のお願いに行っても、なかなか入団していただくことができないのが現状です。団員数の減少については、少子高齢社会による人口減少、若年層の市外転出、団員の早期退団、生活環境の変化など様々な原因が考えられます。当局としても、本市に在住する方はもちろん、市外から市内に勤務する方、女性消防団員や市職員の入団についても可能とし、各事業所についても協力企業として証明書を交付するなど、多くの手だてを行っております。

また、長井市消防団条例（報酬及び費用弁償）第13条では、「団員には、報酬を支給し、団員が職務に従事した場合には、その費用を弁償する」、第2項、「報酬の額は長井市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和31年長井市条例第27号）の定めるところによる」、第3項、「費用弁償の額は、長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和43年長井市条例第4号）の定めるところによる」と定められております。長井市消防団条例施行規則（趣旨）第1条では、「この規則は、長井市消防団条例（昭和53年長井市条例第8号）第14条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする」。（組織）第2条、「消防団に団体部及び分団を設置する」。第2項、「前項に掲げる分団数は、6分団とし分団には部及び班をおく」。第3項、「分団及び部班の区域は、別に定める」。（階級）第3条、「消防団の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする」と定められ、ほかに団本部、分団、分団要員、表彰等について定められております。

そのほか、長井市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約があり、また、長井市水防団条例（組織及び服務）第2条では、「水防団

の組織及び服務については、長井市消防団条例（昭和53年長井市条例第8号）の定めるところに準じ長井市消防団（以下「消防団」という。）の組織をもってこれに当てる」。そのほか、設備、水防活動等について定められております。

次に、長井市特別職に属する者の給与等に関する条例施行規則別表の中では、年間の報酬額が消防団団長14万1,000円、副団長9万3,000円、分団長6万2,000円、副分団長4万6,000円、部長3万9,000円、班長2万7,000円、団員1万7,000円と定められております。長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の別表第3、消防団員の費用弁償額では、「消防演習又は研修に参加したとき1日につき2,000円」、「警戒又は非常災害に出場したとき1回につき4時間以上2,000円、4時間未満1,000円」、「訓練その他の業務に出場したとき1回につき1,000円」と定められております。以上のように定められている消防団の現状を踏まえ、質問をさせていただきます。

最初の質問ですが、団員の減少を食い止め、増員するためには、まず、団員の待遇の改善が必要だと考えます。9月定例会の一般質問で、平進介議員が、人生100年時代を迎え、高齢者が健康で元気な毎日を送ることが大切だと述べておられました。各自の健康増進、市民ひとり1スポーツの推進など、長生きのためにも環境整備は大切なことだと思います。安全で安心な暮らしができることも人生100年時代にとっては必要なことだと思います。消防団員についても、少子高齢社会の中、人生100年時代に対応するためにも、現役団員において、健康で、より長く現役として活動していただくことが必要と考えます。

現在、団員の報酬年額については1万7,000円となっております。長井市特別職に属する者の給与等に関する条例施行規則別表によります

と、医療関係を除き、同じ報酬年額で、社会教育委員 2 万 3,200 円、文化財調査会委員 1 万 6,500 円、スポーツ推進委員 3 万 2,000 円となっております。活動内容は異なりますが、それぞれのご活躍されています。そのほか会議等の報酬日額については 5,100 円となっております。

消防団員の場合、報酬年額から団員全員を対象に公益財団法人日本消防協会へ福祉共済掛金 1 人 3,000 円と、消防協会費 300 円を納付、任意で生活協同組合全日本消防人共済会火災共済掛金 1,000 円や、新日本消防会館建設費寄附金 500 円、操法大会支援金など、分団、部等の対応にもよりますが、団員の負担が大きくなっているのが現状です。

消防団員等福祉共済の趣旨及び目的は、「公益財団法人日本消防協会が行う消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者並びに都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済」となっております。

福祉共済掛金ははじめ納付するものについては、今年度より一度報酬を各団員の通帳に振り込んでから徴収することになっているとのことです。団員の手元には、報酬年額から共済掛金等を差し引いた金額しか残らないこととなります。

消防団に入団した際、宣誓書を提出しなければなりません。宣誓書の内容については、次のようになっております。「私は、ここに日本国憲法、法律、規則等を尊重するとともに、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたるこ

とを誓います」とのことです。このように重責が伴う消防団員が安全で安心して活動するためにも環境の改善が必要だと思えます。

以上のことから、まず最初に、西置賜行政組合の飯豊町、白鷹町、小国町で既に実施しているように、本市でも福祉共済掛金 3,000 円と消防協会費 300 円については、報酬以外、別途公費で補い、団員の待遇改善を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

2 つ目の質問ですが、消防団員の費用弁償額についてお伺いします。4 月に発生した林野火災について、団員による長時間にわたる苛酷な消火活動が行われました。また、地球温暖化等の影響もあり、異常気象による集中豪雨など、水防団として長時間にわたる警戒や排水作業など水防作業を行うことも多くなっております。前段でも申し上げましたが、「警戒又は非常災害に出場したとき 1 回につき 4 時間以上 2,000 円、4 時間未満 1,000 円」と定められております。

「4 時間以上 2,000 円」となっておりますが、例えば 1 日 8 時間出場またはそれ以上出場した場合の費用弁償については定められておりません。今後も、団員が警戒または非常災害に長時間にわたり出場することが多くなることが予想される中、待遇改善の一環として費用弁償額の見直しを行うべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

3 つ目の質問ですが、4 月に市内で発生した林野火災に関連して質問をさせていただきます。ヘリコプターによる空中からの散水による消火、消防ポンプ車等による陸上からの放水、そして団員の徒歩部隊による消火など、関係者一丸となつての消火活動により、家屋への延焼やけが人もなく済んだことに安堵しております。

地球温暖化による異常気象のせいなのか、世界中各地で、また日本国内でも林野火災が増加しております。林野火災の消火活動については、

様々な消火戦術があると思いますが、障害も多く、苦勞されるとのことをお聞きしております。現在、消防団の林野火災に対する装備は十分なのか。例えば、団員が背負って行うジェットシューター等、年次計画で最新式の装備を準備し、いつ起こるか分からない林野火災に対応できる体制を整える必要があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

4つ目の質問ですが、女性消防団員の今後の活動についてお聞きいたします。平成29年6月議会において、平成29年度施政方針の長井創生重点施策の「Ⅱ第五次総合計画を進める重点施策」の中にある女性消防団員の活動に関連し、次のような質問を私のほうからさせていただきました。

「第2分団（致芳地区）の女性消防団員は、自営業の方もいますが、公民館主事や保育士など様々な職種の女性が集まっております。昨年度、心のまちづくり基金より助成金をいただき紙芝居を作成、幼児に防火、防災の啓蒙活動を行いました。細かい気配りなど女性ならではの目線を生かした活動を展開しています。火災予防など、防火、防災教育を推進し、市民が安全で安心な生活を送るために、今後、各分団にも女性消防団員を増員すべきと思いますし、と同時に、女性消防団員の役割が今後大切だと思いますが、市長の考えをお聞きします」との質問に対し、市長のほうからは、少し長くなりますが、次のような答弁をされております。

「長井市消防団の女性消防団員の状況でございますけれども、本部団員として市の職員が5名、そして第2分団の団員として9名で、合計14名となっております。このうち、本部団員の5名は全員が市の職員で、これは市のほうの求めに応じてご協力いただいているという方で、本当に土日も含めて大変ありがたいと思っているわけでございますけれども、各種消防団行事等における進行や補助的な業務及び応急手当普

及員の資格を活用して活動していただいております。

もう一方の第2分団の9名でございますけれども、これは今年度になりましてから6名から3名増やしていただいて9名も参加いただいております。入団からまだ数年しかたっておりませんが、非常に積極的で、ポンプの操作の方法や、あるいはポンプ車の操作なども経験しておりますし、予防消防の普及活動にも自主的に取り組まれております。

議員からご指摘の施政方針の記載項目は、こうした第2分団の女性消防団員の活動をたたえ、支援の継続を念頭にしたものでございます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、改めて予防消防減災のための活動には女性消防団員の存在は大きな意義があると考えております。

このようなことから、これまで同様に女性消防団員の増員は、ぜひ推進していかねばならないと考えておまして、ほかの分団のほうにもぜひということをお願いしているんですが、なかなか分団の中で1人、2人女性団員がいても孤立してしまうことから、第2分団に、例えばほかの地区の分団の方でも、まずはある程度みんなでスクラムを組みながらいろいろ研修をして、そして、やがてロコミ等々で、今度は例えば第3分団で5人ぐらい増えそうだからということ、そちらに移行するとか、そんなことなどの工夫をしようということ考えております。

あわせて、女性消防団員の増加に合わせますと、消防団員の定数は条例で決まっておりますので、この辺は議会にも相談させていただいて、必要な場合は増員、定数の増ということなどをお願いしたいと考えているところです」というご答弁をいただきました。

あれから5年がたちました。現在、第2分団所属の女性消防団員は、致芳地区が6人、中央

地区が2人、西根地区が2人の合計10人となっております。市長の答弁にありましたように、各分団の中で1人、2人では孤立してしまうとのことでしたので、その件については順調に進んでいると感じております。ただ、本部団員を除くと5年たっても9人から10人と、1人の増加になっていることは、女性消防団員の加入が進んでいないように感じます。

市長の答弁にもありますように、消防団員の定数は条例で決まっております。680人の定数に対して613人が現在の団員数です。定数まで現在67人の余裕があります。全国各地で今年も火災が発生しておりますし、火災で亡くなられた方も多くおります。住宅用火災報知機が10年を迎え、交換しなければならぬ家庭も多くあります。設置については、当時の市内各地区長が当局や消防関係者と連携を取りながら、普及啓発活動を行った経過があります。住宅用火災報知機の設置、交換周知を含む火災予防活動、防火、防災教育を推進し、市民が安全で安心な生活を送るために、今後も各分団の協力の下、女性消防団員を増員すべきと思いますし、と同時に、自主防災組織や地区長会をはじめ関係団体との連携を深めながら、女性消防団員が活動しやすい環境整備が大切だと考えますが、市長の見解をお伺いします。

5つ目、最後の質問ですが、消防団活動のPRと団員の加入についてお聞きいたします。

市報や市議会だより、長井市のホームページに消防団の活動が掲載されるのは春季消防演習や防災訓練、消防出初め式と、毎年定例化されております。警戒または非常災害に出場して活動していることは市民も把握していることと思います。しかしながら、ふだんの予防活動等団員の姿が見えないことも多くあると思われまます。例えば、市報のスペースやホームページの一角に、毎回「われら消防団」と題して各分団や部、班、女性消防団員等の活動や団員の顔、姿など

を掲載し、消防団の活動を広く市民に知っていただくことも必要ではないかと考えます。

団員の加入については、団員からの勧誘だけでは限界があると思います。一人でも多くの市民に消防団の活動を理解していただき、消防団OBや自主防災組織関係者からの協力はもちろん、各地区の地域づくり計画を進める上でも、消防団は欠かせない団体となっていることから、各コミュニティセンターの協力も得ながら、加入の周知、勧誘を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 金子豊美議員からの1点、消防団員の待遇改善と今後の活動についてということと様々のご提言をいただきました。順次お答え申し上げますが、議員のほうからは、団員の減少を食い止めるため、そして定員から見ますと680名ですから、67名、要は定員に満たないわけでございますけれども、そういったことで定員までやっぱり団員を増やすには、まず待遇の改善が必要だと考えるというご提言が基本でございます。

それはごもっともなんですけれども、いろいろ調べられたと思うんですが、実は、例えば先ほどの福祉共済掛金など、白鷹町、飯豊町、小国町、全部公費でしているけど、長井市は公費でしてないんじゃないかというようなお話なんかは、これは全く違うんですね。ばらばらです。全てそれぞれの町、市で考え方が違ってまして、様々な形で団員に対する報酬あるいは費用弁償等々しているようでございます。

まず基本は、多分今回、金子議員も含めて3名の議員の方から、団員の報酬についてのご質問いただいています。いただいた大きな理由というのは、気候変動によりまして、今までの火災等々の災害に加えて自然災害が多発していると。そういった中で、いわゆる非常備消防とい

いますか、いわゆる地域の消防団の皆様の活躍というのは大変いろんなところで報道等でも報じられて、テレビ等でも目にするわけですが、これからもますますその役割は大きくなると。だからしっかりと報酬も含めて保障しなきゃいけないんじゃないかと、それはごもっともなんですけど、国のほうでは、団員1人当たり3万6,500円の交付税措置をしてますよと言ってるんですが、実はその辺から怪しいんですよ。

先月、県内13市の副市長会がありまして、酒田市さんからですかね、問題提起を出されたんですけども、国では3万6,500円団員に払ってると言っているんだけど、それぞれの市町村、地域の消防団にはそういう金額は払ってない。それはまずいから、まず3万6,500円払いなさいと。なおかつ、個人口座に直接振り込みなさいというようなご指導なんですけど、これはごもっともだろうと思います。ただし、国のいわゆる地方交付税に算入する消防の部分の交付税算入額の基礎があるんですね。その基礎を見ますと、人口10万人当たり団員数が標準で583名というカウントなんで、そこから見いだして人件費分はそれぞれの市町村のいわゆる国勢調査の人口比に応じて、私どもが頂いていると、それが長井市の場合だと何人のカウントになるかという、定数が680人に対して223人分なんです。ですから3分の1なんです。この辺からもう怪しくなってくると。

ただし、それ以外の、いわゆる報酬以外の需用費、団員の被服費であったり、活動用の資機材であったり、自動車関連の経費だったり、また、負担金や補助、交付金等々については、大体それぞれの市町村の状況に応じて、これは大体公正に頂いていると。ただし、人件費については、本当に実は少ないと。最初概要からお話ししますと、白鷹町さんは今年からですかね、3万6,500円団員にお支払いしているんです。ただし、それ以外はほとんどないんですね。一

方で飯豊町さんと小国町さんは、団員1人当たり2万円、あと様々ないわゆる活動費的な費用弁償はもちろん出しているわけですが、それもちょっとまちまちです。私どもは1万7,000円なんですけど、これは5年前、6年前に実は見直しをかけているんですね。そこは団員も含めて役員の方の報酬が置賜全体で見てちょっと低いと。それは私ども財政再建でずっと人件費を圧縮してきたということもあって、5年前ではないですね、もう少し前ですけども、その見直しということで消防団の幹部の皆さん、分団長、団長、副団長含めいろいろ意見交換して、じゃあこういうことで、まず今回はさせていただきますということで、少しアップはさせていただいたんですけど、長井市の特徴的なところは、6つの分団のほうに交付金という形で合計で550万円払っているんですね。その中には、共済掛金みたいな話ありましたね、それは公費で負担しなさいという提言だったんですけど、実はそういうものも含めて1人当たり8,000円、その分団の団員に応じてお支払いしているんですよ。ですから、そういったところを見ますと、それぞれなんですけど、決して今低いわけではないんですね。支払う項目が違うと。ですから、これを金子議員おっしゃるように、3,300円を別途公費で払いなさいと。そうしましたら、その8,000円の中から3,300円分を差し引いて、消防団のほうには残りの4,700円お支払いして、あと3,300円分は私どものほうで個人に上乘せするというのを、これ消防団のほうと相談しないといけないんですね。これはずっと今までのもう慣例で、長井市の場合は、消防団の交付金ということで、団員一人一人というよりも、一人一人の報酬もあるんだけど、それ以外に消防団として、分団としていろいろな事業ができるように、しかもやっぱり消防団といえども規律が厳しくて、階級があって、そういった組織でありますんで、それを維持するためにも、私、

確認したわけじゃないですけども、恐らくそう  
いったことで同一行動するための分団ごとのそ  
れぞれ特徴があるわけですから、そういうふう  
にしてくれと言われて、それをずっとやってき  
たんだと思うんですね。したがって、今回金子  
議員も含めて、ほかの議員の皆様ともこれから  
意見交換させていただきますけれども、その状  
況を、今月に意見交換会というのをしますので、  
その際に相談して、やっぱり合意をいただいて  
からでないと、こちらが一方的にできないとい  
うことでございます。ここを前提に順次お答え  
を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

まず最初に、福祉共済掛金3,000円と消防協  
会費300円については、報酬以外別途公費で補  
い、団員の待遇改善を進めるべきではというこ  
とについてお答えいたします。

公務災害については、山形県補償等組合から  
補償されますが、福祉共済はこの補償をさらに  
手厚くするもので、その補償範囲は自宅や会社  
などでのけがや死亡も対象となりまして、個人  
に利する性質のものであることから、実はずっ  
と以前から、それは入らなくていいんじゃない  
かと。いわゆる消防団として山形県補償等組合  
から公務災害の場合、消防の業務で仕事をして  
いただいているときの災害については、もうち  
ゃんと補償されているんですね。議員がおっし  
ゃっている、いわゆる福祉共済掛金というのは、  
それも含まれますが、さらにそこに厚く、消防  
の業務以外のときでも、例えば自宅でけがした  
とか、あるいは仕事してて何か事故でけがした  
とか、そういうのも出る、こういう保険なんで  
すよね。ですから、この辺のところは以前から、  
本当に必要なのかというのが議論されてまし  
た。ただし、山形県の消防団の連合会みたいな、  
そういうところからも、これはぜひ入ってほし  
いということがございまして、大体最近では皆さ  
ん入るようになったわけですが、この部分は、

先ほど申し上げましたけれども、直接公費から  
支払うのに適しないと思っておりますので、い  
わゆる消防以外の補償もするわけですからね、  
私生活での補償もするわけですから、当市とい  
たしましては、消防協会費等も含めまして、消  
防団運営交付金として1人当たり8,000円を分  
団ごとに交付しているというものでございます。

この消防団運営交付金につきましては、総額  
で先ほど申し上げました550万円となっております、  
県内他市町村では例がない金額です。手厚い内  
容となっておりますので、これを上手に活用し  
ていただくようにそれぞれの分団、そして長井  
市消防団の皆様にお願ひしているところでござ  
います。

また繰り返しになりますが、総務省の消防庁  
の通知では、団員階級の年額報酬分として3万  
6,500円を地方交付税措置している。だからそ  
れをちゃんと補償しなさいよとおっしゃってい  
るんですが、実際のところは、先ほど申し上げ  
ましたように10万都市で消防団員583名を、こ  
れを基準としておりますので、長井市はそうい  
う意味からいけば223人でいいと総務省では見  
ているということなんですよ。それに対して長  
井市では、それでは足りないということで独自  
に680人にしてている。だからその独自の部分  
は自分たちでちゃんと対応しなさいよというの  
が消防庁の考え方なんですね。これはちょっと  
何とも言えません。ただし、やっぱり私どもと  
しては、これぐらい広い、都会とまた違います  
んでね、地域を守っていただくわけですから、  
当然680名というのは歴史ある消防団の皆様の  
総意で決めているわけですから、それを市でも、  
議会でもお認めいただいて、定員化しているわ  
けでございますので、これは致し方ないんだろ  
うと。したがって、国でやっているんじゃない  
かと、だから1万7,000円って何だと、半分じ  
ゃないかと、もっと出せというのは、私どもと  
しては、その人件費分を今ある予算のどっかを

減らして持ってこなきゃいけないんですね。

私ども市町村の財政というのは、例えば今年も、今回の補正で200億円を超えますけれども、通常はずっと120億円前後だったわけですね。これは単純に言えば人口に大体比例するわけですが、財政需要額は。例えば、人口2万6,500人のまちだったら、公的な補助も含めて、扶助も含めてどのぐらい必要だかというのを総務省で算定して、それに基づいて私ども税金頂いたり、足りない部分を国から地方交付税という形で頂いていますので、それは大体100億円から百二、三十億円がいいところなんですね。何で200億円かという、いわゆる公共事業を国から認めていただいて、その補助があるものもありますし、単独も若干ありますけどね。それ以外のところはいわゆる起債ということで、国から認めていただいて借入れをして、それを15年とか20年で返しているわけですね。それは長く使うもんだと。国のように人件費部分の借入れってできないわけですよ。これは全て現金でやんなきゃいけない。ですから、国でやっているような赤字国債というのは、地方自治体は認められておりませんので、したがって、人件費の部分を上げるとなると、今やっている様々な福祉の事業の中で、あるいは必要な事業と思われるものもどっか削ってね、一般財源を捻出してそれに充てなきゃいけないと。ですから、そう簡単なものではないということをご理解いただきたいと。したがって、私どもが申し上げているのは、国に対して、これは実態と違うと。だからちゃんともう少し実態を調べていただいて、適正な人件費分を交付税措置していただきたいということは、山形県市長会なり、東北市長会なり、全国市長会でそういったことを国にきちっと申し上げておりますので、いずれそれらは改善されるものと思っております。

令和3年度、当市の交付税算入額を確認しましたところ、先ほど言いましたように、680名

に対して223名分しか見られておらず、団員の報酬について、算入額は836万円でございます、いわゆる国から頂ける、その分というのは836万円ということで、長井市が現在でもお支払いしている1,353万円の61%分ぐらいしか交付税措置されていない計算であるということです。現在の団員階級の年俸、報酬は1万7,000円でございますが、先ほどお話ししました消防団運営交付金、1人当たり8,000円を合わせますと、隊員1人当たり2万5,000円を支出しております、県内13市の中でもこれは上位の報酬なんですね実は、をお支払いしていると考えております。団員の皆様からは、日頃献身的活動をしていただいておりますので、団員報酬につきましても西置賜や置賜地域あるいは県内各市町の状況を踏まえながら、段階的に引き上げるべく努力してまいりたいと思っております。

続きまして、(2)の出場に係る費用弁償額の見直しを行うべきではというご提言でございますが、現行の出場に係る費用弁償につきましては、議員から紹介ありましたように4時間未満1,000円、そして4時間以上2,000円を支給しております、総務省消防庁の通知では、1日8,000円を標準とする考え方が示されました。当市におきましても、団員の皆様の活動内容や活動時間帯を考慮させていただき、やはり西置賜や置賜地域、ひいては県内各市町の状況を踏まえながら、段階的に引き上げるべく検討していかねばならないと考えております。

例えばでございますが、2時間未満を1,000円、2時間以上4時間未満3,000円、4時間以上6時間未満を5,000円、6時間以上8時間未満7,000円、8時間以上8,000円とするなど、これは一つの例でございますが、今後検討していきたいと存じます。なお、国で言っている1日8,000円というのは、7時間45分お力添えをいただいたということの一つの基準にしていますので、ですから、ちょっと出ただけでも8,000



円というのではないんですね。その部分も国から交付税の算入として、ある基準で頂いていますが、その基準で1人当たり年間何回出場するかというのは、これはその地区によって違うわけですね。ですから、国から頂いているその部分の補償というのはごくごく僅かだと。ですから、こういったところも自然災害が重なりますと、団員の皆さんも大変ですけども、その費用というのはやはり当然私どもで団員の皆様にお礼するわけですから、その部分は災害が出れば出るほど大変になると。したがって、災害に対してやっぱり国もしっかりと激甚災害だったら見るけど、それ以外の災害は通常で対応しなさいというのも、我々の財政からすると大変厳しいということになります。

続きまして、(3)の林野火災で使用する装備、ジェットシューターを整備し、林野火災に対応できる体制を整えておくべきではということでございます。

このたびの林野火災では、白鷹町、飯豊町、小国町からこのジェットシューターを借用して消火活動を行いました。というのは、私もそういう過去のことというのは知らないんですが、林野火災って多分50年以上ないんじゃないんですか、長井市では。ぼやはあったのかもしれませんが、ああいう火災はなかったと。白鷹町、飯豊町、小国町がなぜジェットシューターを用意しているかというのは、非公式にお聞きしますと、ワラビ園とか山菜園があるんですね。そこでのぼやが毎年ある程度あるということで、ジェットシューターを用意したそうなんですけど、ほとんどこれを使わないもんですから、実際借りてきて使おうと思ったら使えなかったというのがいっぱいあったんだそうであります。ただし、これを反省として、いつ起きるか分からないわけですから、やはり林野火災が発生するということを前提にやっぱり整備しなきゃいけないと考えております。

林野火災で使用するジェットシューターについてでございますが、約18リットルの背負い式の水のうで、手動式ポンプで消火活動を行う、もうこれ大変ですよ。本当に命がけだと思います。大きな水枕にベルトをつけたリュックサックのような形状でして、両肩に20キロの重さがかかり、重心も後ろに引かれる形で活動時に非常に疲れやすいと。しかも山ですから、足場も平らではありませんので、非常に危険で疲れると。一方、最新式のウオータージャケットというのがあるんだそうで、ベスト型になっておりまして、前も後ろも全体的に水が入るため、重心バランスがよいため疲れにくく、より安全に活動できるタイプとなっております。また、これはぜひこういったことで私ども考えているんですが、最近のドローンは赤外線による夜間飛行や位置の特定に役立つほか、50キロまでの物資を運ぶことができる機種も数百万円程度で整備できるように進んでおります。そんなことで、これは常備消防のほうでもドローンというのは、これはぜひ導入すべく検討していこうということなんですけど、消防団でも林野火災等において、重い物資を搬送するなど消防団の活動支援、負担の軽減を図るため、ウオータージャケットの整備と併せまして、ドローンの導入活用も検討してまいりたいと。私どもスマートシティを目指す長井市としては、ぜひドローンを活用してまいりたいなと思っております。

続きまして、(4)の女性消防団員の増員と活動しやすい環境整備についてでございます。

議員おっしゃるように、女性の消防団員は現在15名いらっしゃいます。加入促進につきましては、団員同士の勧誘等に頼っておりますが、なかなかそう簡単に新しい人に入っていただくというのは難しいというのが現状のようでございます。今後はもっと広報紙やホームページ、おらんだラジオ等を活用して、女性消防団員の皆さんが生き生きと活動している姿をアピール

し、女性消防団員の増員を図ってまいりたいと考えております。

また、現在は、致芳地区2分団の中で活躍いただいているわけですが、今後は本部分団を立ち上げるなど、女性団員の声が組織運営に反映されるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。その中で、火災予防の広報活動でありますとか、応急手当の普及や消防団、各種行事の進行などを主な活動としていただき、あわせて、災害時におきましては消防団活動の後方支援をしていただくなど活躍の場を広げ、男性団員と一定の役割分担をすることで、全体としてお一人お一人の団員の皆様の負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、5番目ですが、団員の加入促進について、団員からの勧誘だけでなく、各コミュニティセンターからの協力を得ながら、加入の周知と勧誘を進めるべきではというご提言でございます。

消防団員の減少については、長井市、山形県のみならず、全国的な問題となっており、特に20代、30代の入団者数が減ってきているとの報告がございます。その背景として、少子化の進展により若年層そのものが減少していることに加えまして、被雇用者の割合が年々増えてきていることで、雇用者側や家族の理解を得ていく必要がございます。また、若い人たちの考え方が家庭やプライベートを優先する方向へと変わってきていることもあるようでございます。

昨今、日本各地で多種多様な災害が発生し、消防団の皆様には様々な場面で地域防災力の要として頑張らせていただいておりますが、団員数が減少したままでは、その頑張りにも限界があり、団員数を増やす手だてを講じていく必要を実感として捉えているところでございます。

金子議員ご指摘のとおり、各地区のコミュニティセンターを拠点とした地域づくり計画上の防災分野の取組については、地元消防団や自主

防災組織との連携は欠かせないものと認識しております。各コミュニティセンターにおいては、防災講座等を中心に、日頃から地域住民と自主防災組織等が参加する防災分野の取組、またそれ以外にも多方面の分野に係る事業を行っております。例えば、防災に関する事業の際に参加者等に対しましては消防団加入の周知、勧誘等を行えないか、関係者の皆様と検討してまいりたいと存じます。

また、令和2年度と令和3年度、退団者や入団された方を対象としてアンケートを実施いたしております。団員減少の原因を探っている段階ですが、負担を感じている団員がいることは確かでございますので、今後集約した意見を組織運営に反映していきたいと考えております。

また、消防団の皆様の活躍する姿をホームページ等で発信することで、一人でも多くの方に消防団の魅力を感じていただきまして、消防団加入への動機づけの一つとなればと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 5つの項目についてご答弁いただきました。

最初の福祉共済掛金の件でありますけれども、これについてもやはり財源が必要だということで、国の交付税も、今お聞きしたとおり、それしか来てないという中で、新たに設けるのはやはり大変だということか、増えたとすれば、680人掛ける3,300円として、約240万円ぐらいですが、それぐらいの経費が毎年必要になるということだと思います。550万円の運営交付金については、前もお聞きしたことあるんですが、その使い道も含め、たしかに全部の団で使わなければならないという部分はあると思うんです。でも、そういった中で、末端の団員までそういった活動内容が届くように、これは消防団の中の問題ですが、その辺も含めて福祉共済関係の予算についても、10日に防災関係の会議があるんじゃないかと存じます。

ないかなと思いますが、そういった席でもいろいろ話をしていただき、話題を提案していただきながら、今後もご検討いただきたいとお願いしておきたいと思います。

2つ目の費用弁償については、先ほど市長の答弁にありましたように、時間単位である程度8時間までの検討中だということでしたので、ぜひそのような方向で進めていただければとお願いしたいところであります。

それから、3つ目の林野火災等の設備関係であります。そういった団員が楽に消火できるような最新のものがあるとするれば、それをやっぱり年次計画等で準備していただきたいということを再度お願いしておきたいと思います。私、2回ほどジェットシューター背負ったことがあるんですが、1回目は最上川の河川敷で火事がありまして、木が多くあるものですからなかなか消火に手間取ったということがありました。あと古代の丘で火災があったときに、ところどころそういったものを背負って行ったわけですが、なかなか市長おっしゃるように重くて大変です。できるだけそういったものから新しいものに切り替えていただくということで、これもお願いしたいと思います。

それから、4番、5番であります。これは予防消防も含めて一番大切なことではないかなと思っています。先ほどホームページ等で消防団の活動もPRしていただけたということもお聞きしましたし、ぜひ担当課はもちろんです。機会あるごとに、コミュニティセンターも含めて、より多くの市民の方に消防団の活動を理解していただけるような環境整備に今後も努めていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、竹田利弘政策推進監から早退させてほしい旨の届出がありましたのでご報告いたします。

また、渡部秀樹議員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

### 内谷邦彦議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位3番、議席番号7番、内谷邦彦議員。

○7番 内谷邦彦議員 政新長井の内谷邦彦です。コミュニティセンター法人化の、1つの項目についてお伺いいたします。

今回6地区個々に運営していたコミュニティセンターを法人化し、行政との窓口を一本化する説明会の開催があるとのことで、豊田地区の説明会に参加し、聞かせていただきました。自治公民館からコミュニティセンターに移行する際、大きな理由として、自治公民館ではできない収益が出る、有料の講座、講演会の開催、地域づくり活動に関わる物品などの販売、児童や生徒による放課後の学習利用、企業による利用等が、移行した場合可能となる説明がありました。その中で様々疑問点がありましたので、確認をさせていただきます。

最初に、コミュニティセンター現状について、地域づくり推進課長に伺います。コミュニティセンター移行後に各コミュニティセンターから